

令和3年度
8月専決補正予算
事業別概要
(一般会計)

令和3年度8月専決補正予算 事業別概要目次（一般会計）

<u>担当課</u>	<u>項目名</u>	<u>ページ</u>
【経済観光部】		
経済・雇用戦略課	営業時間短縮等影響緩和給付金(新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金)	...
		7

(参考)第11次鳥取市総合計画 体系図兼コード表

まちづくりの目標・方針	政策	基本施策コード	基本施策	
00 計画推進における基本方針		0001	多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化	
		0002	時代の変化に即応できる組織体制の構築	
		0003	将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立	
		0004	自治体間の広域的な連携の推進	
01 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち	01 未来を創る人材を育むまちづくり	1101	結婚・出産・子育て支援	
		1102	教育の充実・郷土愛の醸成	
		1103	生涯学習の推進	
	02 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり	1201	安心できる社会保障制度の運営	
		1202	超高齢社会に向けたまちづくりの推進	
		1203	障がいのある人の自立支援	
	03 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	1301	健康づくり・疾病予防・介護予防の推進	
		1302	安全・安心のための保健衛生と医療の推進	
		1303	スポーツ・レクリエーションの振興	
	04 人権を尊重し、ともに築く共生のまちづくり	1401	人権擁護の推進と人権意識の醸成	
		1402	男女共同参画社会の形成	
		1403	地域福祉の推進	
		1404	多文化共生のまちづくりの推進	
		1405	協働のまちづくりの推進	
	02 人が行きかい、にぎわいあふれるまち	01 ビジネス環境の変化に対応した生産性の高い活力あるまちづくり	2101	持続可能な経済成長の実現
			2102	工業の振興
2103			商業とサービス業等の振興	
2104			農林水産業の成長産業化	
02 人が集う交流と連携のまちづくり		2201	ふるさと・いなか回帰の促進	
		2202	滞在型観光の推進	
		2203	シティセールスの推進	
		2204	自治体間連携の推進	
		2205	他都市との交流の推進	
03 文化芸術の薫りあふれるまちづくり		2301	文化芸術によるまちづくりの推進	
		2302	文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成	
04 快適で暮らしやすい生活環境づくり		2401	生活基盤の充実	
		2402	中心市街地の活性化	
		2403	魅力ある中山間地域の振興	
		2404	交通ネットワークの充実	
		2405	地域情報化の推進	
03 豊かな自然と調和して安全・安心に暮らせるまち		01 安全・安心に暮らせるまちづくり	3101	地域防災力の向上
	3102		防犯・交通安全対策の充実	
	3103		安全・安心な消費生活の確保	
	02 環境にやさしいまちづくり	3201	循環型社会の形成	
	3202	環境保全活動の推進		

経001	項目名	営業時間短縮等影響緩和給付金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)
------	-----	---

予算書項目	地域経済活性化促進事業費	ページ	13
-------	--------------	-----	----

所 属 名	経済観光部 経済・雇用戦略課
-------	-------------------

年度	R3
----	----

会計名	
一般会計	
款	商工費
項	商工費
目	商工業振興費

(単位：千円)

補正前額	0
------	---

要求額	63,474
-----	--------

総務部長段階査定額	63,474
-----------	--------

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
贈収入	0
その他	0

市長段階査定額	63,474
---------	--------

区 分	補正額
財源内訳	
国・県支出金	63,474
地方債	0
その他	0
一般財源	0
計	63,474

行財政改革課処理欄

事業の概要
<p>【問合せ先】 地域経済係 0857-30-8282</p> <p>【1次総の施策体系】 2101</p> <p>【事業の経過及び背景】 新型コロナウイルス感染症の拡大により、鳥取市の一部区域に営業時間短縮要請が出されたことに伴い、当該区域の周辺エリアの飲食店や、当該区域の飲食店との取引業者等が経営に大きな影響を受ける。</p> <p>【事業の目的及び効果】 営業時間短縮要請の影響を緩和するため、①要請区域周辺エリアの飲食店②時短要請に応じた飲食店に飲食料品や物品等を提供する納入業者及びタクシー・運転代行業者を対象に、売上の減少に対する給付金を支給する。</p> <p>【事業の内容】 ①営業時間短縮等影響緩和給付金（飲食店対象） 8月の売上高が4～7月までの最も高い月（基準月）の売上高と比較して20%以上減少していること 1日の売上高（基準月）5万円以下 支給額：10万円 1日の売上高（基準月）5万円超～15万円 支給額：20万円 1日の売上高（基準月）15万円超 支給額：30万円 ②時短要請関連事業者給付金 支給上限額：100万円 (1) 小売 : 減少額×20%×14日 (2) 卸売（飲料に限る）: 減少額×5%×14日 (3) タクシー : 減少額×15%×14日 (4) 運転代行 : 減少額×30%×14日 ※減少額：令和3年6月又は7月の日平均売上高一時短要請期間内の日平均売上高</p>

